

第10章 評価・見直し

バリアフリー法では、バリアフリーを進めるために具体的な施策や措置の内容について、関連する当事者参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくことを国の果たすべき責務として位置づけており、地方公共団体においても、これに準ずるとされています。

また、バリアフリー法において、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想を作成した場合は、概ね5年ごとに実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは移動等円滑化促進方針や基本構想を変更することとされています。

本市では、移動等円滑化促進方針の目標年次を10年後である概ね2033年(令和15年)としています。

社会状況の変化や周辺開発計画の熟度の変化で事業の進捗が変わることを踏まえ、5年後である2029年(令和11年)に中間評価を実施することとします。実施方法としては、都市の開発状況や移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー施設の整備状況などの調査を行い、移動等円滑化促進地区の区域や、主な生活関連経路、主な生活関連施設の見直しなどを実施します。

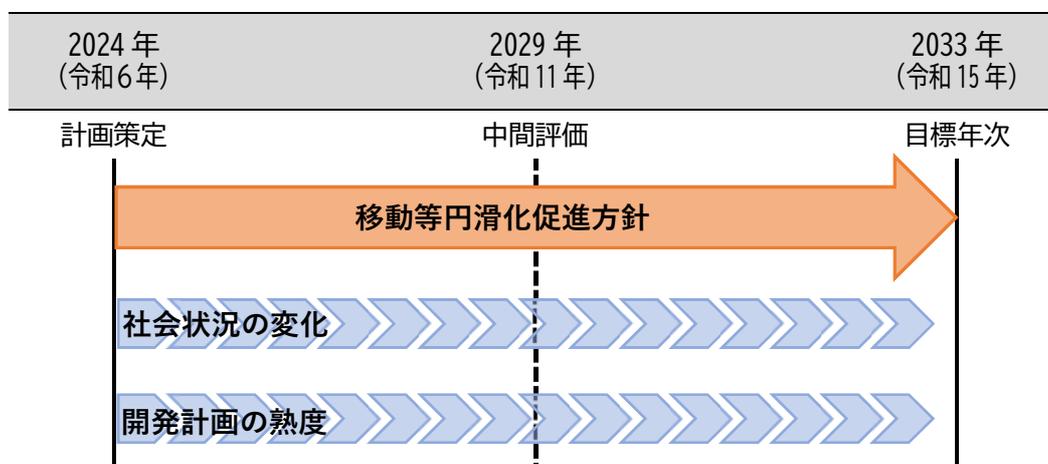


図 10-1 移動等円滑化促進方針の目標年次